

被告：野洲市長 山仲 善彰

当事者：被告は野洲市の市長であり、地方自治法 242 条の 2 第 1 項第 4 号にいう執行機関として、野洲市職員の違法な行為により、同市に損害が生じたときは、当該職員に対して損害賠償の請求をする義務を負うものである。

本件訴訟において、違法な支出の責任を負うべき職員は、当時（現在も）の同市の市長山仲善彰個人である。

請求の趣旨

- 野洲市は、山仲善彰に対して野洲市民病院整備事業の基本設計契約（70,751,880 円）に基づく公金支出に対する損害賠償を請求すること。
- 野洲市は、野洲市民病院整備事業の実施設計契約（166,320,000 円）に関する公金の支出を差し止めること。

基本設計及び実施設計契約の違法性

- 本件事業は、経済的な観点からみて合理性を欠いたものである。
- 本件事業には必要性がないこと。
 - ・野洲病院の病床稼働率を踏まえると同規模の病院は、不要と思われること。
 - ・駅前を前提とする本件事業には合理性がないこと。
- 外部不経済が甚だしいこと。

⇒地方自治法 2 条 14 項及び地方財政法 4 条 1 項に違反し、違法というべきである。（地方自治体の財政は最小限で最大効果を上げなければならない。）

実施設計契約については、特命随意契約によることについて、野洲市の判断に裁量の逸脱があることから、違法である。

- ・野洲市が特命随意契約とする理由には根拠がない。
- ・本件実施設計契約の請負金額の妥当性が疑われる。